

お知らせ

シリーズ 消費生活相談①⑤⑦

「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意!

○ **相談事例**

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。クーリング・オフしたい。(70歳代)

○ **被害を防ぐアドバイス**

- ・「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- ・勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- ・損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- ・契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

◎ **知多半田消費生活センターでは消費生活相談を行っています。**

■ **日にち** 月曜日～金曜日(祝日、第4水曜日、年末年始(12月29日～1月4日)を除く)

■ **時間** 来所相談：午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後3時30分
電話相談：午前9時30分～午後4時

※ 来所相談の場合もまずは電話で確認をお願いします。

■ **問い合わせ先** 知多半田消費生活センター(クラシティ3階市民交流センター内) ☎(32)2444

知多半田消費生活センターの受付時間を変更

相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談時間を確保するため、8月1日(火)から「受付時間」を次のとおり変更します。相談時間の終了は16時30分までと変更ありません。

知多半田消費生活センター

クラシティ3階市民交流センター内 ☎(32)2444

■ **相談日時** 月曜日～金曜日(祝日、第4水曜日、年末年始(12月29日～1月4日)除く)午前9時30分～午後4時30分

■ **電話相談受付時間** 午前9時30分～午後4時

■ **来所相談受付時間** 午前9時30分～午前11時、午後1時30分～午後3時30分

※ 来所相談を希望される場合も、まずはお電話ください。

■ **問い合わせ先**


産業観光課商工観光係 ☎(48)1111(内1225)

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間 ～なんでもおしえてこころのもやもや～

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

■ **日時** 8月23日(水)～29日(火)午前8時30分～午後7時
※ 8月26日(土)・27日(日)は、

午前10時～午後5時
■ **相談専用電話**
こどもの人権110番
☎0120(007)110(フリーダイヤル)

■ **SNS(LINE)による人権相談**
▽アカウント名 SNS人権相談
▽検索ID @snsjinkensoudan
▽友達登録はこちらから→ 
■ **問い合わせ先**
名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111(内1471)

9月の相談

■ **人権・行政・心配ごと相談**

7日(木)、21日(木)
場 所 中央公民館本館308号室
時 間 午前9時30分～午前11時30分
※ 電話での相談も受け付けます。

■ **無料法律相談(事前に予約が必要)**

2日(土)中央公民館本館308号室
21日(木)役場1階会議室101
時 間 午後1時～午後4時

■ **問い合わせ先**

住民福祉課社会福祉係
☎(48)1111(内1122)

成年後見制度巡回相談

9月7日(木)
場 所 中央公民館本館308号室
時 間 午後1時30分～午後4時30分
NPO法人知多地域権利擁護支援センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

■ **問い合わせ先**

知多地域権利擁護支援センター事務局
(知多市福祉活動センター内)
☎0562(39)3770

若者の就職に向けた出張無料相談を開催

■ **日時(要事前予約)**
8月16日(水)午前10時～正午
■ **場所** 役場2階相談室202
■ **対象者** 15～49歳までの無業状態の若者やその保護者
■ **申し込み・問い合わせ先**
ちた地域若者サポートステーション ☎(89)7947 電子メール chitasapo@icds.jp



◀ちた地域若者サポートステーションホームページ

今月号の表紙

ポッチャ体験を7月2日に開催された「あぐいつながらフェスティバル」で楽しんだ家族。ポッチャは年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるスポーツで、多くの方が夢中になって楽しみました。

編集後記

夏になると、自分が幼い頃の夏休みを思い出しどこか遠いところへ出かけたくくなります。子どもの頃のようにはいきませんが、今は動画などいろいろな場所へ行った気分になれる時代。たくさん下見をして、厳選した「行きたい場所リスト」を作りたいと思います。